

整理番号	消防－法不－76
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの製造、貯蔵の許可取消又は停止命令
概要	市長は、第 1 種製造者又は第 1 種貯蔵所の所有者若しくは占有者が、法令の規定に違反したときは、高圧ガスの製造若しくは第 1 種貯蔵所の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第38条第 1 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 高圧ガス保安法第38条第 1 項 都道府県知事は、第 1 種製造者又は第 1 種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項若しくは第16条第 1 項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第 1 種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第 6 号の規定については、この限りでない。 1 第11条第 3 項、第15条第 2 項、第18条第 3 項、第26条第 2 項若しくは第 4 項、第27条第 2 項、第34条若しくは次条第 1 号若しくは第 3 号の規定による命令又は同条第 2 号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。 2 第14条第 1 項又は第19条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。 3 第20条第 1 項又は第 3 項の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造のための施設又は第 1 種貯蔵所を使用したとき。 4 第27条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項若しくは第 7 項（第27条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）、第27条の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第27条の 4 第 1 項の規定に違反したとき。 5 第65条第 1 項の条件に違反したとき。 6 第 7 条第 2 号から第 4 号までに該当するに至ったとき。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	